

推進・検証体制

以上のような重点的取組について、子どもの権利条例の趣旨や規定を踏まえつつ、具体的かつ効果的に進めていくためには、推進・検証体制を強化し、充実させることが必要である。

その際、今と未来をつくる存在である子どもにとって、国際社会の動向は重要であり、子どもに関する施策を進めるにあたっては、国際水準への配慮が大切である。子どもの権利条約等の国際水準やユニセフのプロジェクト「子どもにやさしいまち」等の国際的な動向を背景にしなが、子どもの権利条例の趣旨や規定を踏まえて、子ども施策を発展させるよう努める。

1 庁内推進体制の充実

- (1) 職員に対して子どもの権利に関する啓発及び研修を進め、子どもの権利を基盤とした効果的で総合的な子ども施策が展開できるよう、庁内の推進体制をいっそう充実・強化させる。
- (2) 子どもの生活場面に即した子ども施策を推進するために、行政区レベルでの取組を強化し、市と行政区との連携を進める。

2 市民、市民グループ、NPO等とともに推進

- (1) 子どもの権利条例の理念及び自治基本条例の趣旨を踏まえ、適切な情報の提供と建設的な対話をとおして、市民、市民グループ、NPO等とともに、子どもの権利保障を推進するよう引き続き努める。
- (2) 子どもの権利保障にかかわる市民、市民グループ、NPO等の活動を支援し、そのネットワーク化を促進する。
- (3) 子ども及び子どもに関わる者の支援を充実させるため、大学の資源や人材の活用などを検討する。

3 川崎市子どもの権利委員会による検証システムの充実

川崎市の子どもの権利に関する実態・意識調査を実施し、子どもの権利保障にかかわる施策の所管課による自己評価を踏まえた職員との対話及び子どもを含む市民との意見交換を行うという権利委員会による検証のシステムについて、第1期および第2期の活動を踏まえ、その原則、内容、方法等に関する検討を進め、いっそうの充実を図る。

そのためにも、権利委員会による検証システムの意義や方法についての理解が行政においても市民の中にも深まるよう努める。

4 子どもに関する施策の評価についての検討

子どもの権利に関する施策の評価にあたっては、数値目標・指標を示すのみではなく、子どもの権利条例及び自治基本条例の趣旨並びに子どもの権利に関する国際水準を踏まえ、子どもをはじめとする市民にとって施策の有効性や効果がより明確になるよう、評価の在り方や指標

等についての検討を進める。